

奈良県告示第三百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、外川土地改良区の役員が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和四年二月十八日

奈良県知事 荒井正吾

退任役員の役名、氏名及び住所

理事 田村 俊

大和郡山市外川町三五七一